

働き方改革の推進

近年、教員の業務が多様化・複雑化し、拡大している状況があり、教員の長時間勤務等の深刻な実態は、全国的にも問題となっており、現在、国を挙げて「学校における働き方改革」に取り組んでいるところである。

本県においても、令和5年6月に県教育委員会が実施した「教員勤務実態調査」の結果において、依然として超過勤務の教員が多いことや、多くの教員が負担に感じている業務があるといった実態が明らかになっており、「学校における働き方改革」は早急に改善すべき重要な課題である。

1 「学校における働き方改革」について

子供たちの抱える課題が複雑化・困難化するとともに、新たな学びの実装化、社会の変化に伴う新たな教育課題への対応、地域・保護者等の期待が高まっている状況がある中、子供たちのために、教師が、専門性を最大限に発揮してこれらの状況に対応していくための職務や業務遂行の在り方が求められている。

令和6年8月に中央教育審議会が取りまとめた答申において、教師を取り巻く環境整備の最終的な目標を、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」と位置付けた上で、教師の長時間勤務等の状況を改善し、教師が心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々、生き活きと子供たちと接することができる環境の整備に向け、

- ・ 学校における働き方改革の更なる加速化
- ・ 学校の指導・運営体制の充実
- ・ 教師の処遇改善

を一体的・総合的に推進する必要があることを提言している。

「学校における働き方改革」は、特効薬のない総力戦ともいわれており、国、教育委員会、学校がそれぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備していく必要がある。

2 本県における「働き方改革」の取組と現状・課題

(1) 「学校における働き方改革取組方針」に基づく取組の推進

県教育委員会では、令和2年3月に、国の法改正や指針^{*1}の策定を受け、県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を原則として「年360時間以内、月45時間以内」と規則^{*2}で定めたことに伴い、「学校における働き方改革取組方針」を改定し、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標に掲げ、令和4年度までを取組期間と

して、「教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」や「学校における組織マネジメントの確立」など、学校の働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に進めてきた。

これまで取組を進めてきた結果、一定の改善は図られてきたものの、目標の達成には至っていないことから、今後より一層、取組を推進し、本県が目指す姿を早期に実現していくため、令和5年3月に同方針を改定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を取組期間として、教育委員会と学校が一体となり取組を推進しているところである。

また、市町立学校については、服務監督権者である市町教育委員会において、「教員の働き方改革を進めていくための方針の策定」や「教育職員の時間外在校等時間の上限の設定」などを行った上で、「学校における働き方改革」の取組を推進している。

※1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）

※2 県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則（令和2年広島県教育委員会規則第6号）

■ 学校における働き方改革取組方針（概要：県立学校対象）

(1) 目指すべき姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の推進や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

(2) 取組期間

令和5年度～令和7年度

(3) 目標・成果指標

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合80%以上
- 在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内

(4) 取組の柱・重点的に取り組む項目

取組の柱	重点的に取り組む項目
学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	《県教育委員会》 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクール・サポート・スタッフの効率的かつ効果的な配置の検討 ・ 学校におけるICT環境の整備 ・ 教員が真に担うべき業務の精選

部活動指導に係る 教員の負担軽減	《県教育委員会》 ・ 県立学校における部活動の将来的な在り方や指導体制についての検討 《学校の管理職》 ・ 県や各学校が策定した部活動の方針に基づく部活動休養日や活動時間の徹底
学校における組織 マネジメントの確 立	《県教育委員会》 ・ 教職員の勤務時間の適正な管理に向けた検討 ・ 県教育委員会が実施する研修方法の見直しや内容の充実 《学校の管理職》 ・ 教職員の勤務時間の適正な管理の徹底 ・ 教職員の業務の適正化や平準化、学校行事等の精選や省力化
教職員の働き方に 対する意識の醸成	《県教育委員会》 ・ 教職員の働き方改革に対する機運の醸成 ・ 県教育委員会が実施する研修内容の充実 《学校の管理職》 ・ 日常的なコミュニケーション等による教職員の働き方改革に対する理解促進

※ 重点的に取り組む項目以外の取組も含め、様々な取組を総合的に推進している。

■ 取組方針における目標・成果指標の達成状況【県立学校全体】

(1) 子供と向き合う時間の確保

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合（目標：80%以上）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
72.9%	70.8%	72.5%	76.4%

(2) 超過勤務の縮減

- 教員の年間の時間外在校等時間の月平均時間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
30時間41分	29時間37分	29時間25分	29時間19分

- 時間外在校等時間が月45時間を超えた教員数（延べ人数）及びその割合

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
12,727人 (22.4%)	11,524人 (20.4%)	11,326人 (20.3%)	11,084人 (20.1%)

(2) 「令和5年度教員勤務実態調査」の結果

県教育委員会では、本県教員の勤務実態を把握し、学校における働き方改革や教員の超過勤務の縮減に向けた取組の一層の推進を図ることを目的として、令和5年6月に、5年ぶりとなる県独自の「教員勤務実態調査」※を実施した。

- ※ 調査対象・・・管理職を含む常勤の教育職員を対象とし、市町立学校は、広島市を除く全ての市町から、小学校及び中学校全体の2割程度を抽出、県立学校は、全校を対象に調査を実施。

調査の実施方法・・・調査対象校において、6月中の可能な限り学校行事等の影響を受けない連続する7日間を調査期間として設定した上で、調査を実施。

調査結果から、平成30年10月に県教育委員会が実施した前回調査と比べ、全ての校種において、

- ・ 平日・土日ともに教員全体の在校等時間が減少傾向にある
- ・ 時間外在校等時間が月当たり換算で80時間以上に相当する教諭等の割合が減少している

など、これまで本県が進めてきた取組により、一定の成果が出てきている。

一方で、本県では

- ・ 依然として、超過勤務の教員が多い
- ・ 多くの教諭等が、負担に感じている業務がある

といった本県の実態や課題等が明らかになったところである。

本調査の結果等も踏まえ、教員の超過勤務の主な要因となっている業務や、多くの教員が負担に感じている業務の負担軽減につながる効率的かつ効果的な取組を着実に実施し、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。

■ 令和5年度教員勤務実態調査の結果（概要）

(1) 在校等時間の状況

前回調査と比較して、全ての校種に共通して、平日・土日ともに教員全体の在校等時間（平均値）は減少傾向にある。

校種・職種別の1日当たりの在校等時間(平日・土日)												
※ 「教諭等」は、主幹教諭(部主事)、指導教諭、教諭(助教諭・講師) (時間:分)												
【平日1日当たり】												
職種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差
校長	11:00	10:54	▲0:06	10:28	10:29	0:01	10:07	10:24	0:17	10:08	9:38	▲0:30
教頭	12:18	12:03	▲0:15	12:31	12:25	▲0:06	11:29	10:54	▲0:35	12:10	11:19	▲0:51
教諭等	11:16	10:55	▲0:21	11:31	11:20	▲0:11	10:44	10:42	▲0:02	10:28	10:00	▲0:28
養護教諭・栄養教諭	10:27	10:08	▲0:19	10:29	10:09	▲0:20	9:43	10:15	0:32	9:30	9:34	0:04
実習教諭・寄宿舎教諭	—	—	—	—	—	—	9:56	9:32	▲0:24	8:20	8:25	0:05
【土日1日当たり】												
職種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差	平成30年度	令和5年度	差
校長	0:48	0:38	▲0:10	1:09	0:57	▲0:12	0:05	0:09	0:04	0:18	0:00	▲0:18
教頭	1:23	0:30	▲0:53	0:58	0:36	▲0:22	0:18	0:34	0:16	0:21	0:00	▲0:21
教諭等	0:34	0:06	▲0:28	3:17	1:45	▲1:32	2:49	1:21	▲1:28	0:06	0:00	▲0:06
養護教諭・栄養教諭	0:09	0:00	▲0:09	0:15	0:00	▲0:15	0:57	0:12	▲0:45	0:00	0:00	0:00
実習教諭・寄宿舎教諭	—	—	—	—	—	—	1:25	0:32	▲0:53	0:00	0:00	0:00

(2) 週当たりの在校等時間が60時間以上の教諭等の割合

前回調査と比較して、全ての校種に共通して減少しているが、依然として、中学校では40.3%、高等学校では26.2%、小学校では11.9%、特別支援学校では1.3%の教諭等が該当している。

週当たりの在校等時間が 60 時間以上の教諭等の割合

(%)

校種	平成 30 年度	令和5年度	減少割合
小学校	27.0	11.9	▲ 15.1
中学校	63.7	40.3	▲ 23.4
高等学校	42.8	26.2	▲ 16.6
特別支援学校	8.9	1.3	▲ 7.6

※ 週当たりの在校等時間が 60 時間以上は、月当たりの時間外在校等時間が 80 時間以上(いわゆる過労死ライン)に相当。

(3) 教諭等が特に負担に感じている業務

多くの教諭等が、「事務（調査回答、学納金関係、その他）」や「成績処理」といった業務に負担を感じている。

また、小学校では「保護者・PTA・地域・行政・関係団体対応」に、中学校及び高等学校では「部活動」に、特別支援学校では、「授業準備（教材研究等を含む）」や「会議・打ち合わせ（校内、校外）」、「研修（校務としての研修、校内研修など）」といった業務に負担を感じている教諭等が多い。

週当たりの業務時間が比較的長く負担に感じている業務がある一方で、週当たりの業務時間は比較的短い、多くの教諭等が負担に感じている業務がある。

教諭等が特に負担に感じている業務(上位抜粋)

(時間:分)

校種	順位	業務内容	週当たりの業務時間
小学校	1位	事務(調査回答、学納金関係、その他)	2:03
	2位	成績処理	2:24
	3位	保護者・PTA・地域、行政、関係団体対応	0:38
中学校	1位	部活動・クラブ活動	6:12
	2位	事務(調査回答、学納金関係、その他)	2:09
	3位	成績処理	3:25
高等学校	1位	事務(調査回答、学納金関係、その他)	2:09
	2位	部活動・クラブ活動	4:10
	3位	成績処理	5:12
支援特別学校	1位	授業準備(教材研究等を含む)	8:16
	1位	会議・打ち合わせ(校内、校外)	2:00
	3位	研修(校務としての研修、校内研修など)	0:52

- 県教育委員会のホームページにおいて、「学校における働き方改革」に関する取組の一部を紹介しています。

[ホットライン教育ひろしま < 「学校における働き方改革」](#)

○ 「教員の働き方改革」に係るリーフレットについて

県教育委員会は、令和5年3月に広島県高等学校PTA連合会との連名で、「保護者・地域向けのリーフレット」を作成し、教員の働き方改革への協力をお願いしています。

リーフレットの詳細→



○ 「県立学校一斉閉庁」の実施について

県教育委員会では、幼児児童生徒及び教職員の心身の健康の増進等を図るため、夏季休業期間及び冬季休業期間中に「県立学校一斉閉庁」を県立学校全校で実施しています。

- 夏季一斉閉庁 いわゆるお盆前後の期間において、週休日と連続する3日間
- 冬季一斉閉庁 12月28日及び1月4日の2日間
- 取組内容
 - ・原則として、幼児児童生徒は登校しない。部活動等も実施しない。
 - ・証明書の発行等、窓口業務を行わない。